

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金を支給します！**

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

- ① ■ 令和3年4月分以降の
児童手当または特別児童扶養手当を受給している方
(※令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生まれた新生児等も対象になります。)
または
■ 令和3年3月31日において、平成15年4月2日(16歳)から
平成18年4月1日(18歳)までに生まれた児童を養育している方

- ② ■ 令和3年度 **住民税(均等割)が非課税**の方
または
■ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し
令和3年1月1日以降の収入が **住民税非課税相当**の収入
となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。

必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

厚生労働省 コールセンター

0120-811-166

(受付時間:平日9:00~18:00)

安城市役所 子育て支援課 児童給付係

0566-71-2227

(受付時間:平日8:30~17:15)

3. 給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分以降の児童手当(公務員を除く)または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 該当する方は令和3年4月分以降の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

II. 上記以外の方 (例: 高校生のみを養育している、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が急変した、公務員の方で令和3年4月分以降の児童手当を受けている等)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 公務員の方は申請にあたり、所属庁(職場)より令和3年4月分以降の児童手当を受けていることの証明が必要です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに安城市の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

※申請書は、窓口で配布もしくはホームページからダウンロード可能です。

【注意！】

※今回の給付金はひとり親世帯分と同じ対象児童へ支給することはできません。

給付金
対象の方

窓口へ直接または郵送でご提出ください。

安城市

令和4年2月28日(月)までが申請期限です！



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。